

1. 前回委員会における確認事項等に関する回答(当日回答が不十分だったものを抜粋)

No.	前回委員会におけるご質問等	確認結果、対応状況	補足説明資料箇所
1	建設混合廃棄物の最終処分量が減った要因は何か。(資料6 P5関係)	主な要因は①最終処分場への直接搬出率の低下、②再資源化施設での再資源化・縮減率の増加(建設副産物実態調査結果を整理)	参考資料2 P2
2	建設発生木材の排出量(排出原単位)が増えており、利用できない(最終処分?)理由は何か。(資料6 P4関係)	建設副産物実態調査結果からサンプル調査を実施し、直接最終処分量が多い建設工事から発生している木材の内容について確認したところ、建設発生木材が、CCA処理材、土砂・コンクリート付着木材、根株だったことや、近くに持ち込める施設がなかったとのことであった。	参考資料2 P3
3	建設発生木材の直接最終処分量が多いとのことだが、ご説明があった要因以外にも木質系セメント板の影響があり得るのではないか。(資料6 P9関係)	建設副産物実態調査では、木質系セメントは実態調査では建設混合廃棄物として整理しており、木材の整理には含めていない。	—
4	建設発生木材についてはマテリアルリサイクルとサーマルリサイクルのどちらを優先しているのか。	「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(建設リサイクル法基本方針)H13.1.17告示」の通り、マテリアルリサイクルを優先的に推進し、それが困難、もしくは適切でない場合サーマルリサイクルを推進している。	参考資料2 P4
5	バイオマス発電については利用側の立場で見れば、安定的に材料が供給されていないという面がある。今後、建設発生木材が全国的にどれくらい発生するのか、といった予測データがあると良い	建設発生木材を含めた建設副産物の将来発生量予測については、今後実施に向けた検討を進める。	—
6	(再生)クラッシュランの全国の分布ならびに需給状況(キャパシティ)はどうなっているのか。	再生クラッシュラン製造施設はほぼ全国的に分布。需給状況は首都圏と一部地域では、在庫豊富とのアンケート結果あり。(建設副産物実態調査結果、主要建設資材需給・価格動向調査より整理)	参考資料2 P5

No.	前回委員会におけるご質問等	確認結果、対応状況	補足説明資料箇所
7	最終処分場の残余容量の全国分布はどうなっているのか。	処分場の数は北海道、静岡県、愛知県が多い状況。残余容量は首都圏が全国平均よりも少ない状況。(環境省産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況より整理)	参考資料2 P6
8	残土のように廃棄物に該当しないものが、品目的には他にはないのか。	建設発生土以外には有価物(ガードレールや、マンホール等の金属など、他人に有償で売却できるもの)のみである。	参考資料2 P7
9	建設リサイクルは全般的にはよいパフォーマンスになっているが、社会の全体像としてみたときの資源生産性、循環利用率などの評価が必要。	循環型社会形成推進基本計画の指標について、全産業と建設産業を比較したところ、資源生産性は伸率がほぼ同様、循環利用率は建設産業が高く、最終処分量の削減率はほぼ同等であった。	参考資料2 P8
10	資料5 P3の経緯に、建設省が平成11年に策定した「建築解体廃棄物リサイクルプログラム」も入れていただきたい。	前回委員会資料を基に修正。	参考資料2 P9
11	資料5 P10の環境省の不法投棄の統計データは、1件あたり10t以上の事案かつ行政が確認したものが対象なので誤解のないようにして頂きたい。		参考資料2 P10
12	資料6 P8～9の図に再資源化施設における再資源化率もきちんと記載するようにしてほしい。		参考資料2 P11,12

前回の小委員会でごいただいたご質問・ご意見への対応状況について

2. 建設リサイクル推進に係る方策(とりまとめ案)へのご意見等の反映状況

No.	前回委員会におけるご意見等	対応状況	該当箇所
13	従来型の計画の領域を一步超えて国全体の政策まで俯瞰した計画にしていくべき。	ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。  2(1)③循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献 「政府における環境政策全体に関する動きとして、「第4次環境基本計画」(平成24年4月27日閣議決定)及び「第3次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月31日閣議決定)が策定され、今後の環境政策における基本的な考え方や方向性が示されている。(中略) ～これらの考え方については、新たな建設リサイクル施策の中長期的方向性を定める上での基本としつつ…」	資料3 P8～9
14	建設副産物物流のモニタリング強化はしっかり進めて欲しい。	前回委員会の資料8骨子案で示した重点施策1定期モニタリング強化に該当するものであり、ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。	
15	民間工事の発生土の搬出状況の数量的把握が十分できていないと考えられる。廃棄物の電子マニフェストのようなものを構築すべき時期に来ているのではないか。	3(1)建設副産物物流のモニタリング強化 「①国は、建設副産物の再資源化・縮減率等の状況変化を早期に確認できるよう、従来の建設副産物実態調査に加えて、建設副産物情報交換システム等を活用した毎年の建設副産物物流のモニタリングを実施すべき。」	
16	再生クラッシュランだけでなく、建設汚泥もストック状況の情報開示を進めるが必要ではないか。	3(5)建設工事における再生資材の利用促進 「①国は、建設副産物由来の再生資材の更なる利用促進を図るため、再生資材の使用状況に関する新たな指標(再生資材利用率など)を導入するとともに、そのモニタリング結果に基づき利用が不十分な発注者や建設業者への利用徹底を個別要請すべき。」	資料3 P13,15,16
17	モニタリングについては、廃棄物に限らず総合的に把握できる仕組みにしていくべき。	3(6)建設発生土の有効利用・適正処理の推進強化 「①国は、建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民含めた建設発生土の発生・利用状況を把握し、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化する仕組みを構築すべき。」 「②国は、建設発生土の不適切な取扱いを抑止するため、建設発生土物流監視システムを構築すべき。」	

No.	前回委員会におけるご意見等	対応状況	該当箇所
18	再生クラッシュランの滞留状況の把握については産業廃棄物業界としても是非一緒に進めて参りたい。	前回委員会の資料8骨子案で示した重点施策9再生クラッシュランの利用徹底・拡大に該当するものであり、ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。	
19	再生資材の滞留状況の見える化については環境省と連携して取組むべき。	3(1)建設副産物物流のモニタリング強化 「③行政は、一部の地域で滞留懸念がある再生クラッシュランについて、産廃業界等の関係者と連携し、ストック状況を把握し、そのデータを基に必要なに応じて利用徹底・拡大を推進すべき。」	資料3 P13,14
20	首都圏では、2020年の東京オリンピック関連の施設工事の発注もあり、すでに建設汚泥やコンクリートがらの処理先が確保出来ず、工事がストップしたというような問題も発生している。こうした厳しい現状を踏まえ、緊急な課題として、迅速かつタイムリーな対応を盛り込んでいただきたい。 ※委員会後に頂いた意見	ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。  3(1)建設副産物物流のモニタリング強化 「③行政は、一部の地域で滞留懸念がある再生クラッシュランについて、産廃業界等の関係者と連携し、ストック状況を把握し、そのデータを基に必要なに応じて利用徹底・拡大を推進すべき。」 3(2)地域固有の課題解決の促進 「①行政は、各地域で生じている建設副産物に係る課題を解消するため、各建設副産物対策地方連絡協議会を中心に、地域固有の課題を抽出し、課題解決を図るべき。」 3(5)建設工事における再生資材の利用促進 「①国は、建設副産物由来の再生資材の更なる利用促進を図るため、再生資材の使用状況に関する新たな指標(再生資材利用率など)を導入するとともに、そのモニタリング結果に基づき利用が不十分な発注者や建設業者への利用徹底を個別要請すべき。」 「②国は、建設汚泥の現場内・工事間利用等を促進するため、これらの先進的な利用事例(自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など)を広く周知し関係者の理解促進・意識向上を図るべき。」 3(6)建設発生土の有効利用・適正処理の推進強化 「①国は、建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民含めた建設発生土の発生・利用状況を把握し、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化する仕組みを構築すべき。」	資料3 P13～16

No.	前回委員会におけるご意見等	対応状況	該当箇所
21	東京外環やリニアがこれから推進されるとすれば、発生土・汚泥の取扱いについて、しっかり考えていくことが必要。	<p>前回委員会の資料8骨子案で示した重点施策8地域固有の課題を設定し課題を実施に該当するものであり、ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。</p> <p>3(2)地域固有の課題解決の促進  「①行政は、各地域で生じている建設副産物に係る課題を解消するため、各建設副産物対策地方連絡協議会を中心に、地域固有の課題を抽出し、課題解決を図るべき。」</p> <p>3(6)建設発生土の有効利用・適正処理の推進強化  「①国は、建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民含めた建設発生土の発生・利用状況を把握し、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化する仕組みを構築すべき。」</p> <p>4(6)発生抑制  「④国は、個々の事業・工事における建設副産物の更なる発生抑制を図るため、公共事業の計画・設計段階において実施可能な、建設副産物の発生抑制に資する方策を検討すべき。」</p>	資料3 P14,16,21
22	フィンランドでは廃木材はエネルギー資源として木質バイオマスに活用することに特化して取り組んでいる。再生利用できないものはエネルギー利用を徹底することも必要。	<p>前回委員会の資料8骨子案で示した重点施策2建設発生木材の目標非達成要因調査に該当するものであり、ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。</p> <p>3(3)他の環境政策との総合的展開への理解促進。  「①国は、再生利用が困難な木材の搬出先である焼却施設において、エネルギー回収を促すため、導入事例・効果の周知を図るべき。」</p>	資料3 P14
23	今後、建設リサイクルが厳しくなることが想定されるのであれば、その阻害要因の把握・対応が必要。	<p>ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。</p> <p>3(4)現場分別・施設搬出の徹底強化  「①国は、建設混合廃棄物としての排出削減を促進するため、建設混合廃棄物中の現場分別が可能な混入物の詳細調査・分析を踏まえ、建設業界に対して、分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての施設搬出の徹底を要請すべき。」  「②国は、建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、直接最終処分の内容の詳細調査・分析を踏まえ、建設業界に対して、再資源化施設への搬出徹底を要請すべき。」  「③国は、建設副産物の再資源化を推進するため、個々の再資源化施設における再資源化・縮減率を把握し、建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化・縮減率が高い優良な再資源化施設への搬出を促進すべき。」</p>	資料3 P15

No.	前回委員会におけるご意見等	対応状況	該当箇所
24	より広域的な利用促進を図ることの必要性は理解するが、遠くへ運搬することによる環境負荷への懸念に留意が必要。	ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。 3(5)建設工事における再生資材の利用促進 「…また、地域内での需給バランスが大幅に崩れる場合などについては、環境負荷の小さい輸送モードの積極的利用も図りつつ、より広範な建設リサイクルの推進も視野に入れておくことが必要である。」	資料3 P15
25	排出量や再資源化率だけでなく、中身を精査して、より環境負荷の小さい循環を配慮すべき。	前回委員会の資料8骨子案で示した重点施策4再生資材使用状況に関する新たな指標の導入に該当するものであり、ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。 3(5)建設工事における再生資材の利用促進 「①国は、建設副産物由来の再生資材の更なる利用促進を図るため、再生資材の使用状況に関する新たな指標(再生資材利用率など)を導入するとともに、そのモニタリング結果に基づき利用が不十分な発注者や建設業者への利用徹底を個別要請すべき。」	資料3 P15
26	再生資材の使用状況に関する新たな指標の具体的なイメージを示した方が良い。	前回委員会の資料8骨子案で示した重点施策7建設汚泥の利用促進に該当するものであり、ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。 3(5)建設工事における再生資材の利用促進 「②国は、建設汚泥の現場内・工事間利用等を促進するため、これらの先進的な利用事例(自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など)を広く周知し関係者の理解促進・意識向上を図るべき。」	資料3 P15,16
27	建設汚泥の現場内・工事間利用の先進的な利用事例について具体的に示した方が良い	前回委員会の資料8骨子案で示した重点施策6建設発生土の利用促進に該当するものであり、ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。 3(6)建設発生土の有効利用・適正処理の推進強化 「①国は、建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民含めた建設発生土の発生・利用状況を把握し、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化する仕組みを構築すべき。」	資料3 P16
28	発生土の利用促進については、民間工事側からの発生土も対象にしてもらいたい。		

No.	前回委員会におけるご意見等	対応状況	該当箇所
29	残土問題について、その適正処理の推進をもう少し重視していくことも検討する必要がある。	<p>ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。</p> <p>3(6)建設発生土の有効利用・適正処理の推進強化  「①国は、建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民含めた建設発生土の発生・利用状況を把握し、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化する仕組みを構築すべき。」  「②国は、建設発生土の不適切な取扱いを抑止するため、建設発生土物流監視システムを構築すべき。」  「②国は、建設発生土が受入地の選定及びその後の管理での不適切な取扱いによる土砂崩落などの公衆災害を抑止するための対策を検討すべき。」</p>	資料3 P16
30	建築物・工作物の履歴を整備することが必要。	<p>ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。</p> <p>4(1)情報管理と物流管理  「①国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、建築物等の履歴情報(設計情報、材料、資材製造者名等)の整備を引き続き促進すべき。」</p>	資料3 P17
31	リサイクルし易い建設資材の活用を推進していくべき。	<p>ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。</p> <p>4(2)関係者の連携強化  「②国は関係者とともに、設計段階で、ライフサイクルコストに留意しつつ、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促進すべき。」</p>	資料3 P18
32	参考資料5-2の前回計画の施策レビューのうち、定性的なものについて課題等はなかったのか。例えば、発注者側が解体・処理コストをきちんと支払わず、現場解体が進まないケースなどの課題はその後、どうなったのか、次回報告していただきたい。	<p>コストの観点で現場解体が進まないとの声は、特には聞こえてはこないものの、取組みとしては継続的に必要なことから、ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。</p> <p>4(3)理解と参画の推進  「①行政は、一般市民を含めた全ての関係者が、再資源化や適正処理に必要な費用に対する理解を深め、適正に費用負担するよう情報提供や啓発を継続して実施すべき。」</p>	資料3 P18

No.	前回委員会におけるご意見等	対応状況	該当箇所
33	市民への建設リサイクルの理解促進は長期的に取り組むべき。	ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。 4(3)理解と参画の推進 「①行政は、一般市民を含めた全ての関係者が、再資源化や適正処理に必要な費用に対する理解を深め、適正に費用負担するよう情報提供や啓発を継続して実施すべき。」 「②関係者は、優れた建設リサイクルへの取組状況について引き続き広く周知等を実施すべき。」 「③関係者は、建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施すべき。」	資料3 P18,19
34	市民への啓発活動は引き続き必要。	ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。 4(4)建設リサイクル市場の育成 「②国は、質の高い建設リサイクルを推進している企業の取り組みについて、情報を収集・発信すべき。」 「③公共工事の発注者は、総合評価落札方式や、VE方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクルの観点から設計の合理化や工法の改善を促進すべき。」	資料3 P19,20
35	民間事業者が建設リサイクルを進めるインセンティブが必要ではないか。例えば、経済的なもの、情報開示、発注者に対する義務付けなど。	ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。 4(5)技術開発等の推進 「①行政は、CIM(コンストラクション・インフォメーション・モデリング)やLCA(ライフ・サイクル・アセスメント)等の近年開発されている新技術について、建設リサイクルの実務における活用を促進すべき。」 4(6)発生抑制について 「①国は、各社会資本の長寿命化を図ることが結果として建設副産物の発生抑制にも通じることから、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進すべき。」	資料3 P20,21
36	従来の流れで進めていくだけでなく、例えばCIMやLCA、長寿命化の観点についても取り入れていくべきではないか。	ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。 4(7)現場分別について 「分別解体や現場分別については、関係者の意識の低さから取り組みが十分でない場合があり、その結果、非飛散性石綿含有建材やCCA(クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤)処理木材等他の建設副産物の再資源化に支障をきたす建設資材の現場分別が徹底されていない場合がある。とくに、解体工事においては、使用されている建設資材の特性等を把握した上で、適切な手順により分別解体を行うことが必要である。」	資料3 P21,22
37	安全とリスクに関する記載が見受けられないのでしっかり記載すべき。特に木材のCCAや接着剤等。	ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。 4(7)現場分別について 「分別解体や現場分別については、関係者の意識の低さから取り組みが十分でない場合があり、その結果、非飛散性石綿含有建材やCCA(クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤)処理木材等他の建設副産物の再資源化に支障をきたす建設資材の現場分別が徹底されていない場合がある。とくに、解体工事においては、使用されている建設資材の特性等を把握した上で、適切な手順により分別解体を行うことが必要である。」	資料3 P21,22

No.	前回委員会におけるご意見等	対応状況	該当箇所
38	<p>小口巡回共同回収システムについては、運搬車両及び運転手の不足の解消、廃棄物物流の効率化を図る上で、重要である。民間企業で、都内の巡回回収を実施している企業もあり、課題はあっても今後も継続検討をすべきと考える。 ※委員会後に頂いた意見</p>	<p>ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。</p> <p>4(7)現場分別について 「③国は、小口化・多品目化された建設副産物を巡回し共同搬送を行う小口巡回共同回収システムを効果的に導入している先進事例を把握・周知することにより、関係者の導入意欲を促進すべき。」</p>	資料3 P22
39	<p>災害ガレキの問題についてもリサイクルの観点から取り上げるべき。首都直下型地震への備えが必要。</p>	<p>ご意見を踏まえ方策(とりまとめ案)に文面を具体的に記載しました。</p> <p>2(1)①将来的な建設副産物の発生増への対応 「一方、東日本大震災では、大量に発生した災害廃棄物の処理が課題となった。災害廃棄物は一般廃棄物として扱われるなど、建設廃棄物とはその取扱いが異なるものの、一部品目については性状等が近いことから、将来的大規模災害の発生に備え、災害廃棄物を円滑に建設資材としても活用できる体制を構築しておくことが有効である。」</p> <p>4(10)再使用・再生資材の利用について 「⑦国は、災害廃棄物及び津波堆積物由来の再生資材について、建設廃棄物由来の再生資材との利用バランスを確保しつつ、建設工事において有効利用が図られるようにすべき。」</p>	資料3 P7,8,24
40	<p>廃炭鉱、地下空洞の埋め戻し材のように、法律がネックになっているものはないか。</p>	<p>構造物等に用いる資材については、求められる性能・要件に応じた材料を選定により品質を確保する必要がある。</p>	—
41	<p>社会資本の長寿命化を進める際にも、どのように安全を確保するかという視点も記載すべき。</p>	<p>国土交通省として、別途実施している「社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会」にてとりまとめられた「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について(答申)」において、その考え方が示されている。</p> <p>第3章 戦略的な維持管理・更新に関する基本的な考え方 4安全・安心を確保するための維持管理・更新 「時代とともに高まる安全・安心への要求に対応するため、既存施設の老朽化対策のための修繕の実施の機会等を捉え、自然災害に対する防災・耐震性能、事故を防ぐための安全性能、及びバリアフリーなど生活の安全に関する性能を持続的に向上させるべきである。」</p>	—

No.	前回委員会におけるご意見等	対応状況	該当箇所
42	建設発生木材のリサイクルを注視する際、木材チップの単価が上がっている中、バイオマス発電は補助金が入っている一方、従来のマテリアルリサイクルは助成がないため不利な状況であることも配慮すべき。	国土交通省としては、引き続きマテリアルリサイクルが優先されるよう注視していくとともに、必要に応じて関係省庁と協議してまいりたい。	—
43	太陽光パネルなど、建設廃棄物に該当するの否かのグレーゾーンのもの取り扱いについて整理が必要。	太陽光パネルは発電施設であり、その取り扱いについては、関係省庁間で既に検討が行われていることから、国土交通省としてはその経過を注視してまいりたい。	—
44	廃棄物処理法に基づいた適正処理を徹底することも必要であるが、一部で曖昧な部分があり、不法投棄・不適正処理と取り違えられる懸念があるのが現場の実状。是非明確になるよう整理をお願いしたい。	廃棄物処理法に基づく解釈に深く関連するため、同法を所掌している環境省と協議まいりたい。	—
45	再生資材の認定(=廃棄物卒業)の公的な仕組みの検討が必要。		—
46	建設現場においては労働者、資材、ダンプ、運転手の不足が課題となっているが、廃棄物処理においても、もっと効率的な処理が必要ではないか。	廃棄物処理法に基づく処理業のあり方については、同法を所掌している環境省と協議まいりたい。	—